

# 令和6年度 償却資産申告のしおり

音更町長

町税（固定資産税等）につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

既にご承知のように、固定資産税は、土地や家屋だけではなく、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となっていることから、毎年1月1日現在における所有者は、自らが所有している償却資産について、申告をしなければなりません（地方税法第383条「固定資産の申告」）。

つきましては、このしおりを参照し、別紙の償却資産申告書等に必要事項を記入のうえ、期限までに申告してください。

なお、e1TAX（エルタックス）による電子申告もご利用できますので、そちらでの申告もご検討ください。（詳細については、9ページをご覧ください）

## しおりの内容

・目次	2ページ
・償却資産について	3～6ページ
・償却資産申告の手続について	7～12ページ
・償却資産の評価と課税について	13～14ページ
・国税との主な違い	15ページ
・参考資料	16ページ

**申告期限** 令和6年1月31日（水）

※ 期限前は申告が集中しますので、1月15日（月）頃までの申告にご協力ください。

**申告先** 音更町役場 総務部税務課資産税係

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地

電話 0155-42-2111（内線576・577）

# 《目 次》

## 1 償却資産について

- (1) 償却資産について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 固定資産税の対象となる償却資産・・・・・・・・ 3
- (3) 償却資産における資産の種類と主な資産事例・・ 3
- (4) 建築設備における家屋と償却資産の区分・・・・・ 4
- (5) リース資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 大型特殊自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 2 償却資産申告の手続について

- (1) 申告が必要な方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 申告が必要な資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 申告の必要がない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 申告の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (5) 課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (6) 申告資産の確認から納税通知まで・・・・・・・・・・ 9
- (7) 主な農機具の種類と耐用年数・・・・・・・・・・・・・ 10
- (8) 償却資産申告書の記入方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 3 償却資産の評価と課税について

- (1) 固定資産税（償却資産）の課税の流れ・・・・・・・・ 13
- (2) 評価額等の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 4 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 5 参考資料（業種別の主な償却資産の内容）・・・・・・・・ 16

# 1 償却資産について

## (1) 償却資産について

法人や個人が所有している事業の用に供することができる資産（償却資産）は、一定の要件を満たす資産を除き、毎年1月1日現在、その資産が所在する市町村において、固定資産税の課税対象となります。

これらの課税対象となる償却資産については、その資産の所有者が毎年1月31日（土曜日・日曜日・祝日に当たる場合はその翌開庁日）までに資産が所在する市町村に申告しなければなりません。市町村では当該資産の課税標準額を算出し、土地・家屋の課税標準額と合算の上、固定資産税を課税します。

## (2) 固定資産税の対象となる償却資産

固定資産税における償却資産とは、下記の要件に該当するものですが、家庭で利用する非事業用資産や商品・仕掛品等は対象とはなりません。

- ① 土地及び家屋以外で、事業の用に供することができる資産（遊休・未稼働状態であっても使用できる状態であれば対象となります。）であること。
- ② その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない者が所有するものを含みます。）であること。
- ③ 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- ④ 自動車税の種別割の課税客体となる自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体となる軽自動車等でないこと（**大型特殊自動車は、償却資産**（6ページ参照）となります。）。

## (3) 償却資産における資産の種類と主な資産の事例

資産の種類		主な償却資産の例示（課税の対象となるもののうちの一部です。）
第1種	構 築 物	受・変電設備、広告塔、路面舗装（アスファルト等）、街路灯、屋外給排水設備、独立キャノピー、暗渠等
	建物附属設備	建築設備、内部造作設備等 （詳しい内容については、4ページの次項（4）をご参照ください。）
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、農業用機械、太陽光発電機（事業用のもの）
第3種	船 舶	漁船、油そう船、帆船、ボート等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、動力運搬車、フォークリフト等で自動車税または軽自動車税の種別割の課税客体とはならないもの
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、複写機器、理美容機器、各種医療機器、陳列棚、冷暖房機器、冷凍庫、冷蔵庫、自動販売機、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、音響機器、ストーブ、金銭登録機、ピアノ、その他の楽器、娯楽スポーツ器具、看板、ネオンサイン、その他の備品

#### (4) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

**家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等**については、**償却資産**として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合、償却資産として取り扱うものは、独立した機器としての性格の強いもの（例：受・変電設備）、特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備）、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（例：ルームエアコン）となります。詳しい内容につきましては、5ページをご参照ください。

	設 備 等 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上等	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
3	ビル、借家等における受・変電設備・発電機設備等		◎		◎
4	中央監視設備、電話交換機、		◎		◎
5	電気設備（2、3、4に該当するものを除く）	○			◎
6	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
7	ネオンサイン、スポットライト、水銀灯		◎		◎
8	屋外に設置された給水塔、屋外供給本管		◎		◎
9	給排水、衛生及びガス設備	○			◎
10	冷房、暖房及び通風設備又はボイラー設備（生産設備を除く）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙、火災報知設備	○			◎
13	エアーカーテン及びドア自動開閉設備	○			◎
14	店舗造作、間仕切り（注：簡易なものはすべて償却資産）	○			◎

#### 実地調査等に関するご理解とご協力のお願い

音更町では、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を実施しています。対象となる所有者には事前にご連絡の上、ご提出いただいた申告書に基づいて作成した町の償却資産課税台帳と、所有者の固定資産台帳及び決算書等の経理関係帳簿と照合し、申告内容について確認を行います。また、実地調査以外においても、必要に応じて関係機関等への照会を経た上で、申告内容について確認を行うことがあります。いずれについてもご理解とご協力をお願いします。

家屋と設備の所有者が同じ場合には、下の表を参考にしてください。

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式・配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、 無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引き込み設備	引き込み工事	
	電力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、 アンプ等の機器	
	インターホン設備	インターホン機器	
	防犯設備	防犯カメラ、録画機	
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備		屋外設備、引込み工事 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
給湯設備		湯沸かし器等の局所式給湯設備 (ユニットバス等用を除く。)	中央式給湯設備、 ユニットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引き込み工事 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン、 特定の生産又は業務用設備	家屋と一体化した設備
消火設備		消火器、避難器具、 ホース、ノズル及びガスボンベ等	消火栓設備、 スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、 ダムウェーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店、ホテル等)、 寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
その他の 特殊な設備		冷凍倉庫における冷凍設備、 簡易間仕切、文字看板、袖看板、 広告塔、カーテン、ブラインド、 LAN 設備、ゴミ置場 (簡易なもの)、 POS システム等	

## 税額更正の期間

償却資産の申告期限は毎年1月31日であるため、申告期限日までに確認ができなかった取得資産が後日判明する場合や、決算の結果として、償却資産申告の内容(取得年月・取得価額)に変更が生じる場合があります。そのような場合は、遡及して税額を更正いたしますので、修正の申告をしていただきますようお願いいたします。

なお、実地調査等で申告漏れや誤りが判明した場合、通例、遡及して税額を更正します。

## (5) リース資産

固定資産税は、毎年1月1日現在の資産所有者に課税しますので、通常、リース資産は所有者であるリース会社が申告することとなりますが、**リース期間満了後に譲渡されるという条件付のリースの場合には使用者に申告・納税義務があります。**

なお、リース契約書に固定資産税に関する条文が設けられていることもありますので、貸借双方でご確認の上、申告漏れのないようご注意ください。

## (6) 大型特殊自動車

償却資産として課税対象となる資産は、自動車税・軽自動車税の課税対象外の車両です。

なお、軽自動車税の対象となる車両は、軽自動車のナンバー交付が必要となりますので、役場税務課住民税係（内線 573）にお問い合わせください。

### 【車両区分と課税区分】

車 両 区 分	課税区分
大型特殊自動車 [ナンバープレートの分類番号] ● 建設機械に該当するもの 00～09、000～099 ● 建設機械以外のもの 9、90～99、900～999	<b>固定資産税 (償却資産)</b>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             帯 広      9 9 9              あ      1 2 - 3 4           </div>	
普通自動車・二輪以外の小型自動車	<b>自動車税</b>
二輪の小型自動車・軽自動車・小型特殊自動車・原付自転車	<b>軽自動車税</b>

### 【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】

道路運送車両法第3条、同施行規則第2条別表第1によって、**大型特殊自動車は次表の上段に掲げるものです。**

ただし、大型特殊自動車の項第1号ロに掲げる「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されたため、小型特殊自動車の項第2号に該当する農耕作業用トレーラについては、**軽自動車税種別割の課税対象となります**のでご注意ください。

自動車の種類	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型特殊	<b>1 次に掲げる自動車であって小型特殊自動車以外のもの</b> イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			
	<b>2 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</b>			
小型特殊	<b>1 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、最高速度15キロメートル毎時以下のもの</b>	4.70 メートル 以下	1.70 メートル 以下	2.80 メートル 以下
	<b>2 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35キロメートル毎時未満のもの</b>			

## 2 償却資産申告の手続について

### (1) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在において、償却資産を所有している方ですが、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 割賦販売の場合等、所有権が売り主に保留されている償却資産は、原則として買い主の方
- ③ 償却資産の所有者が不明な場合は、現に使用している方

### (2) 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次に掲げる資産を含みます。

- ① 福利厚生の用に供するもの
- ② **建設仮勘定で経理**されている資産、**簿外資産及び償却済資産**であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ③ **遊休又は未稼働**の償却資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
- ④ **改良費**（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- ⑤ **家屋に施した建築設備・造作等**のうち、償却資産として取り扱うもの（詳しくは、4ページをご参照ください。なお、該当する資産は構築物として申告してください。）
- ⑥ 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても**個別償却**をしているもの（詳しくは、15ページの「償却方法と償却資産の申告対象」をご参照ください。）
- ⑦ **租税特別措置法の規定**を適用し、即時償却等をしているもの（同上）

### (3) 申告の必要がない資産

- ① **使用可能期間が1年未満**の資産（個別償却をしているものを除く）
- ② 税務会計上、**減価償却の対象としなかった**一個・一組・一揃えの取得価額が**10万円未満**の資産（個別償却をしているものを除く）
- ③ **自動車税・軽自動車税の課税対象**となるもの（6ページをご参照ください。）
- ④ **20万円未満**で、税務会計上、**3年間での一括償却の対象**とされた資産
- ⑤ 牛・馬等の家畜及び果樹その他の生物（ただし、鑑賞用のものを除く。）
- ⑥ 無形減価償却資産（営業権・ソフトウェア等）
- ⑦ 繰延資産
- ⑧ 棚卸資産（商品・仕掛品・原材料・貯蔵品等）
- ⑨ 用途廃止資産（生産方式の変更・機能劣化・旧式化等により、将来とも使用しないもので、有姿除却の対象とした資産）

### (4) 申告の手順

具体的な申告手順は、9ページの「申告資産の確認から納税通知まで」をご参照ください。

申告用紙は、「償却資産申告書」と「種類別明細書」の2種類となっており、それぞれに「提出用」と「控用」の用紙があります。

前年度分の償却資産課税台帳に資産が登録されている場合は、資産の明細をお送りしますので、資産の増加及び廃棄等の変更がある場合には各項目にその旨を記載してください。

なお、申告に当たっては、一般的に下記に示す書類を参考として申告書類を作成します。

ただし、法人税法・所得税法上、既に減価償却を終えた場合や、帳簿に登載されていない場合（簿外資産）等であっても、資産が事業の用に供することができる場合は申告対象となりますので、下記の書類に記載されていない場合でも申告しなければなりません。

法人の場合・・・資産台帳、財産目録、または法人税申告明細書別表 16「減価償却資産の却額の計算に関する明細書」

個人の場合・・・青色申告をしている方は、所得申告書のうち「減価償却の計算」欄  
白色申告をしている方は、上記に準じた書類（収支内訳書等）

### 償却資産申告書（申告資産の有無に関わらず、提出が必要です。）

申告義務者の税務上の基本的な情報を記載する用紙です。既に前年度の登録データがある場合、その内容を印字しており、この用紙で未登録情報の記載や、前年度データの修正を行います。

なお、次のいずれかに該当する場合、備考欄に「所有資産なし」等、記載してください（「11ページ⑨備考」参照）。

- 申告対象となる**所有資産がない**場合
- 償却資産課税台帳に登録済の**資産の増減がない**場合や、**資産を町外へ移動した**場合、または**資産を町内へ移動してきた**場合
- **法人等の名称を変更した場合（合併・事業譲渡（親族間の事業継承を含む。）**等により事業主体が移行した場合も記入してください。）
- **廃業・解散等**により事業主体が無くなった場合
- その他（11ページ⑨備考（添付書類等））

### 種類別明細書

増加・減少した資産の内容や、既に申告した資産のデータ修正内容を記載する用紙です。償却済の資産であっても、使用できる状態で所有している事業の用に供することができる資産は**減少資産として申告できません**のでご注意ください。

なお、今回初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で所有している償却資産をすべて記載し、提出してください。

## (5) 課税標準の特例

課税標準の特例は、国が重点的に整備促進を図っている資産等を対象として一定期間、固定資産税を軽減するものです。特例に該当する資産を申告する場合は、特例対象の確認ができる書類を添付していただく必要があります。

### 【特例の事例（一部）】

※ その他特例、申請方法についてはお問い合わせください。

特例対象資産	根拠規定	特例率
農業協同組合等が取得した共同利用機械等	地方税法第349条の3第3項	最初の3年 1 / 2
農業協同組合等が農業近代化資金等で貸付を受けて取得した農林業業者に供する機械及び装置	地方税法附則第15条第36項	最初の3年 1 / 2
農業協同組合等が認定就農者に供する機械及び装置等	地方税法附則第15条第37項	最初の5年 2 / 3
先端設備等導入計画に基づいて取得した機械及び装置等	地方税法附則第15条第45項ほか	詳しくはお問い合わせください。



## (6) 申告資産の確認から納税通知まで

### 申告資産の確認

令和6年1月1日現在で所有する償却資産を確認します。

固定資産税の対象となる  
償却資産→3ページ

### 申告書の記入 (提出用・控用)

償却資産申告書

記入方法→11ページ

種類別明細書  
(増加・減少・修正)

記入方法→12ページ

### 申告書の提出

申告期限

令和6年1月31日 (水)

必要書類

令和6年度償却資産申告書及び種類別明細書 (提出用のみで可)

申告窓口

音更町役場 総務部税務課資産税係 (本庁舎1階)

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地

申告方法

- 申告窓口へ直接持参
- 申告窓口宛てに郵送
- 地方税ポータルシステム (eLTAX:エルタックス) を利用したインターネットによる申告

#### eLTAXによる申告

eLTAXホームページにアクセスし、手続きしてください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

#### 郵送による申告

控用の用紙に音更町の受付印が必要な場合、返信用封筒 (返送先住所・氏名を記入) を同封してください。書類は折り畳んで送付していただいても構いません。

### 音更町の処理

令和6年度償却資産課税台帳の作成

償却資産の課税標準額の算出

固定資産税の税額計算→13ページ

固定資産税納税通知書の送付 (5月上旬)

### 固定資産税に関する罰則・過料

固定資産税は、虚偽の申告等がなされた場合に罰則・過料があります。

- 固定資産税に係る検査拒否等 (地方税法第354条)
- 固定資産税の納税管理人に係る虚偽の申告等 (地方税法第356条)
- 固定資産税の納税管理人に係る不申告 (地方税法第357条)
- 固定資産税の脱税 (地方税法第358条)
- 固定資産に係る虚偽の申告等 (地方税法第385条)
- 固定資産に係る不申告 (地方税法第386条)

## (6) 主な農機具の種類と耐用年数

注：(※大特のみ) の資産は大型特殊自動車の区分となる資産が申告対象となります。

名 称	耐用年数	名 称	耐用年数	名 称	耐用年数	名 称	耐用年数
<b>1 構築物</b>		散水機	7	排土板	7	マルチヤー	7
暗渠(土管等)	10	ジェットヒーター	7	バキュームカー	7	ミキシングフィーダー	7
暗渠(合成樹脂等)	8	自走式農機具	7	バックホー	7	ミニプラント	7
堆肥場・堆肥舎	17	除雪機	7	発電機	7	ミルクパイプライン	7
尿溜	17	ショベルローダー (※大特のみ)	7	バルククーラー	7	モア ー	7
パドック	17	ストローチョッパー	7	ハロー	7	モアコンディショナー	7
バンガーサイロ	17	ストンピッカー	7	バンクリーナー	7	糶摺機	7
ビニールハウス	8	スノーブローア	7	バンブレーカー	7	融雪剤散布機	7
牧さく(金属製)	14	スプレヤー(けん引式・マウント式)	7	ビートタッパー	7	ライムソーワ	7
牧さく(木製)	5	スプレヤー(自走式) (※大特のみ)	7	ビーンスレッシュャー	7	ラッピングマシーン	7
		洗浄機	7	ビニール巻取機	7	レーキ	7
		ターボヘーヤ	7	フォーレージブローア	7	ロータリー(カルチ)	7
<b>2 機械・装置</b>		チョッパー	7	プラウ	7	ローラ	7
アンローダー	7	テ ー ラ ー	7	プランター	7	ワゴン	7
移植機	7	デガ ー	7	ブルドーザー (※大特のみ)	7	太陽光発電機 (事業用のもの)	17
エレベーター	7	テ ッ ダ ー	7	ブロードキャスター	7	<b>5 車両及び運搬具</b>	
温風機	7	電牧機	7	フロントローダー	7	フォークリフト (※大特のみ)	4
カルチベーター	7	唐 箕	7	ヘッドライヤー	7		
換気扇	7	トラクター (※大特のみ)	7	ベ ー ラ ー	7	<b>6 工具・器具及び備品</b>	
乾燥機	7	ドリル	7	ベルトコンベヤー	7	コンテナ	5
米選機	7	トレンチャー	7	ホッパー	7	コンテナ (スチール製)	10
コンバイン (※大特のみ)	7	ハーベスター	7	ポテコン	7	根曲竹	5
コンバアー	7	ハーベスター (自走式) (※大特のみ)	7	ポンプ	7	パイプ(金属製)	10
サブソイラー	7	培土機	7	マニユアスプレッダ (けん引式)	7	パイプ(木製)	5

### 【小型特殊自動車】

小型特殊自動車に分類される農耕作業用自動車(トラクター、自走式コンバイン、自走式スプレヤー等※大特は償却資産)は、固定資産税ではなく、軽自動車税の課税対象となります。**小型特殊自動車に分類されない農耕作業用自動車は、償却資産申告の対象**です(6ページをご参照ください)。

### 【農耕作業用トレーラに対する軽自動車税の課税について】

公道を走るための保安基準及び小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準を満たすときは、軽自動車税種別割の課税対象となりますので、軽自動車登録の手続(ナンバープレートの取得)が必要となります。(6ページをご参照ください)。

**(7) 償却資産申告書の記入方法**

**(ア) 償却資産申告書**

- ◎ 住所、氏名及び取得価額（前年前に取得したもの（イ））は、昨年度までの申告に基づいて印字しています。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

**①住所及び氏名**  
印字の内容を修正する場合は、フリガナをふってください。

**②事業種目**  
事業種目を具体的に（例えば農業、食品製造業等）記載してください。なお、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。

**③事業開始年月**  
個人の方は、事業を開始した年月、法人にあっては、設立年月を記載してください。

**④短縮耐用年数の承認等**  
各項目のそれぞれ該当する方を○で囲んでください。

**⑤取得価額**  
イ 令和5年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。  
ロ 令和5年1月1日までに取得した資産のうち令和5年1月2日から令和6年1月1日現在までの間に減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。  
ハ 令和5年1月2日から令和6年1月1日現在までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。  
令和6年1月1日現在において所有している全財産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

令和 年 月 日		令和 6 年度		※ 所有者コード	
音更町長 へ		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		9 0 2 1 2 3 4 5 6 7	
1 住所	① 080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地 (電話 0155-42-2111)	3 個人番号又は法人番号	0000000000000000	8 短縮耐用年数の承認	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
2 氏名	音更食品株式会社 代表取締役 音更太郎 (屋号 ㊦おとふけ)	4 事業種目(資本金の額)	② 食品製造業 (10 百万円)	9 増加償却の届出	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
5 資産の種類	① 取得価額	5 事業開始年月	③ 昭和 58 年 4 月	10 非課税該当資産	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
1 構築物	5,000,000	6 この申告に適用する者の種別及び住所	総務部経理課 音更 花子 (電話 31-2101)	11 課税標準の特例	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
2 機械及び装置	8,500,000	7 税務士等の氏名	木野会計事務所 (電話 31-2101)	12 特別償却又は圧縮償却	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
3 船舶	0			13 課税標準の特例	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
4 航空機	0			14 青色申告	有・無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
5 車両及び運搬具	1,200,000				
6 工具、器具及び備品	880,000				
7 合計	15,580,000				
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))	
1 構築物	5,000,000		5,000,000	10,000,000	
2 機械及び装置	8,500,000	430,000	8,500,000	16,570,000	
3 船舶	0		0	0	
4 航空機	0		0	0	
5 車両及び運搬具	1,200,000		1,200,000	1,200,000	
6 工具、器具及び備品	880,000		880,000	880,000	
7 合計	15,580,000	430,000	13,500,000	28,650,000	
	資産の種類	評価額	※ 決定価額	※ 課税標準額	
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

**⑥資産の所在地**  
音更町における事業所等資産の所在地を記載し、テナントビルに入居している場合は、ビルの称号も記載してください。

**⑦借用資産**  
借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
借用資産がある場合は、貸主の名称及び住所等を記載してください。

**⑧事業所用家屋の所有区分**  
該当する方を○で囲んでください。

**⑨備考(添付書類等)**  
次のような事項を記載してください。  
① 法人にあっては事業年度を記載してください。  
② 該当資産がない場合(「該当資産なし」等)  
③ 資産が前年と変わらない場合(「増減なし」等)  
④ 資産を町外へ移動した場合には、移動した年月日と異動先の市町村名を記載してください。  
⑤ 資産を町内へ移動してきた場合には、移動した年月日と移動する前に資産があった市町村名を記載してください。  
⑥ 法人等の名称を変更した場合には、変更前の名称を記載してください。  
⑦ 廃業解散等により音更町で事業をしていない場合には、事業廃止年月日を記載してください。  
⑧ 添付した書類の名称、生産組合等の場合には、組合員の氏名、その他連絡する事項があれば記載してください。  
⑨ その他名義変更(相続等)をした場合はその旨を記載してください。  
⑩ 課税標準の特例がある場合は、項目(設備名)を記載してください。

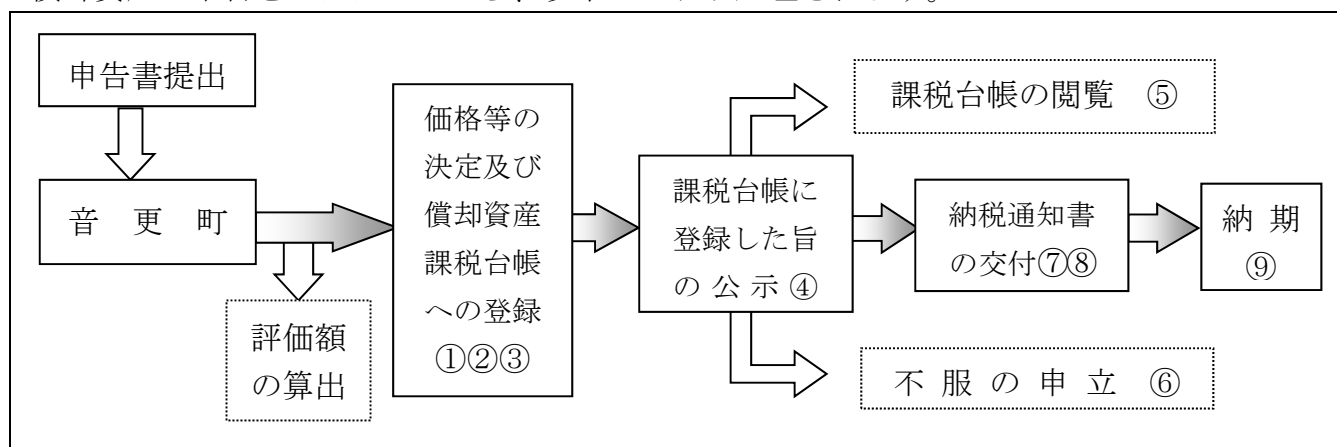
※当町で記載しました、住所・氏名・その他の事項に誤記又は変更等がありましたら、恐れ入りますがご訂正願います。



### 3 償却資産の評価と課税について

#### (1) 固定資産税（償却資産）の課税の流れ

償却資産の申告をいただいてから、以下のとおり処理されます。



#### ① 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

#### ② 課税標準

課税標準は、令和6年1月1日現在の価格で償却資産課税台帳に登録されるものですが、課税標準の特例（詳しい内容については、8ページをご参照ください。）が適用される場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

#### ③ 免税点

評価額の計算をした結果、課税標準となるべき額が **150万円未満**の場合は課税されません。しかし、**免税点未満であっても申告の義務はあります**ので、必ず申告してください。

#### ④ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を町長が公示します。

#### ⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、音更町役場総務部税務課資産税係において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。

なお、閲覧については、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

#### ⑥ 不服の申立

償却資産課税台帳に登録された価格等に不服がある場合は、価格等の登録を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に、文書をもって固定資産評価審査委員会又は町長に不服の申立をすることができます。

## ⑦ 税率と税額

土地、家屋及び償却資産の課税標準額の合計（1,000円未満切捨て）に税率1.4%を乗じて得た金額（100円未満切捨て）となります。

## ⑧ 納 期

固定資産税は、通常4回（音更町では5月末、7月末、9月末、11月末）に分けて納付となります。

また、納付方法につきましては、「口座振替」をご利用されると、納付する手間が省けて便利です。

### 《納付は簡単便利な口座振替で》

音更町では、町税等を預貯金口座から納付していただく口座振替をお勧めしています。便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。

#### お申込み手続は

口座振替依頼書に必要事項を記入し、口座届印を押印の上、お近くのポストに投函してください（口座振替依頼書は、役場本庁舎又は木野支所にあります。）。

## (2) 評価額等の算出方法

償却資産の評価は、その資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産を1品ごとに算出します。

また、課税標準の特例（詳しい内容については、8ページをご参照ください。）の適用を受ける資産がある場合は適用後の額、適用がない場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。

ただし、「取得価額×5%」（評価額の最低限度）の額よりは上がりません。

前年中に取得された 資産の評価額	取得価格 × $\left( 1 - \frac{\text{耐用年数に応ずる減価率}}{2} \right)$
前年前に取得された 資産の評価額	前年度の評価額 × ( 1 - 耐用年数に応ずる減価率 )

- 固定資産税の評価額算出に当たり、減価償却は定率法で行います。
- 評価額は、資産を2月または12月に取得しても初年度は半年分の減価償却を行います。
- 償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
- 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

## 4 国税との主な違い

### 【償却方法等の国税〔法人税・所得税〕と固定資産税（償却資産）の主な相違点】

区 分	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
償却方法（一般的な資産）	定率法、定額法の選択制度 （建物、建物附属設備、構築物は定額法）	定 率 法
前年中の新規取得資産	月割償却	半 年 償 却 （ 2 分 の 1 ）
国庫補助金等で取得し 圧縮記帳された資産の価額	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増加償却（所得税・法人税）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則区分評価	本体部分と改良部分を 区分して評価します。
建設仮勘定中の資産	減価償却を認めない。ただし、完成した部分が事業の用に供されている場合には、その部分に限って減価償却が可能です。	事業の用に供されている限り、課税対象となります。
少額減価償却資産の 必要経費・損金算入の特例	認められます。	認められません。
取得価格の金額基準の判定 （消費税等の経理処理）	● 税込経理方式 ● 税抜経理方式	国税申告取得価格 となります。

### 【償却方法と償却資産の申告対象】

選択した償却方法 資産の取得価額	即時償却	3年一括償却	通常の減価償却
10万円未満	対 象 外	対 象 外	償却資産対象
10万円以上 20万円未満	償却資産対象	対 象 外	償却資産対象
20万円以上 30万円未満	償却資産対象(※)		償却資産対象
30万円以上			償却資産対象

※ 租税特別措置法第28条の2の必要経費算入または第67条の5の損金経理算入した減価償却資産が関連します。

## 《参考》業種別の主な償却資産の内容

課税対象となる主な償却資産を業種別に例示すると、次の表に掲げるとおりです。

※ この表に示されている業種と資産はごく一部です

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、舗装路面、内装・内部造作等、パソコン、コピー機、ルームエアコン、クーラー、レジスター、金庫、応接セット、ブラインド・カーテン等、自動販売機、LAN設備、除雪機、その他
飲 食 業	厨房用具、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テーブル、椅子、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機・冷蔵機付のものも含む。）、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子（シャンプー・ドライヤー椅子含む。）、洗面設備、消毒殺菌機、湯沸かし器、毛髪促進機、貸衣装、カツラ、ボイラー、ドレッサー、スチーマー、サインポール、その他
医業（歯・動物含。）	各種医療機器（レントゲン装置、手術機器、診療用ユニット、ファイバースコープ等）、調剤用機器、消毒殺菌機器、給食用厨房用具、冷凍・冷蔵庫、その他
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、防火壁、リフト、充電機、その他
自動車修理業	施盤、プレス、リフト、コンプレッサー、グラインダー、溶接機、塗装乾燥機、充電機、その他の測定・検査工具等、洗車機、その他
不 動 産 業	駐車場等の舗装及び機械設備、受・変電設備、発電機設備、その他
建 設 ・ 運 搬 業	ブルドーザー、パワーショベル、クレーン等建設機械、洗車機、発電機、冷凍・冷蔵庫、大型特殊自動車（自動車税・軽自動車税の対象となっているものを除く。）、その他
農 業	ビニールハウス、フリーストール育成舎、暗渠排水、その他（償却資産申告のしおりの主な農機具の種類と耐用年数表をご参照ください。）

### 注 1 少額資産について（償却資産の対象から除かれるもの）

- 1 耐用年数 **1年未満**又は取得価額 **10万円未満**の資産で**損金算入**したもの
- 2 取得価格 **20万円未満**の償却資産で**3年間の均等償却**を選択したもの  
（減価償却計算書の償却方法が、**均等**又は空欄となっている。）

※ 耐用年数1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても**個別償却**をしているものについては、**償却資産申告の対象**になります（減価償却計算書の償却方法が、**定率法**又は**定額法**となっている。）。

※ 租税特別措置法（国税）による取得価額 **30万円未満**の減価償却資産については、**償却資産申告の対象**（地方税）になります。

### 注 2 リース資産について

リース期間満了後に譲渡される条件付きのリースの場合には、**使用者に申告・納税義務**があります。

### 注 3 家屋の所有者以外の者が施した内部造作・附帯設備について（地方税法第343条第9項）

家屋の所有者以外の者が施した内部造作・附帯設備「特定附帯設備」については、取り付けた者が所有する資産（家屋以外の資産）とみなされるため、**償却資産申告の対象**となります。